



会 報

# やまぐち

No. 57

平成6年

9 月発行

●境界標設置キャンペーン

「測復マーク方式」杭



山口県土地家屋調査士会

## 目 次

着任あいさつ 山口地方法務局局长 片山 芳 人	3
着任あいさつ 山口地方法務局次長 中 島 重 幸	4
法務局職員人事異動について	5
第47回定時総会開催される	6
土地所有権の範囲の安定化の為に	9
第1回支部企画委員会と本部業務部合同会議	10
日調連定時総会報告	12
三者協議会の重要事項のお知らせ	15
境界標設置キャンペーン実施中	17
講演会開催のお知らせ	20
調査士の保険・年金・共済制度の一覧表	21~23
支部だより 下関支部（定時総会）	24
“ 岩国支部（一泊研修会）	24
クラブ紹介 釣クラブ	26
“ 囲碁クラブ	27
会員募集	28
投稿 「穂ノ木」について 「下関支部 前田博司」	29
調査士事務所の超整理法 「岩国支部 浦井義明」	35
表示に関する嘱託登記の問題点 「岩国支部 渋瀬清治」	38
新商品の紹介「グラポール」	40
事務局だより	41
会員異動状況	41



## ごあいさつ

山口地方法務局長

片山 芳人

8月1日付けの人事異動により、当局局長を拜命し、広島法務局から過日着任いたしました。何かとお世話になります。前任者同様よろしくお願いたします。

私は、当山口局の出身でありますので、旧知の方も多く大変心強く、かつ、懐かしい限りです。

ところで、法務局の所掌事務は、いずれを取りましても国民の日常生活や経済活動と密接に関連し、重要な機能を果たしているところでありますが、とりわけ登記事務につきましては、その処理の状況が社会に大きな影響を与えるところから、迅速かつ適正な処理体制の確立を図ることが重要な課題となっており、その抜本的方策として、現在、全国的に登記事務のコンピューター化を推進しているところであります。

登記事務のコンピューター化は、法務局における事務処理体制の合理化・近代化に資するものであることはもとよりであります。それにとどまらず21世紀に向けて、高度情報化社会に適応できるよう登記制度を発展させ、そして真に国民の信頼と期待に応え得る登記制度を確立し、社会経済生活の充実発展に寄与することを目的とするものであります。

当局におけるコンピューター化につきましては、前提となるバックアップセンターの建設が本年10月には完成の予定となっております。このバックアップセンター完成後、平成7年2月から本局登記部門の移行作業を開始し、順次管内登記所に展開していき、約10年を掛けて全登記所をコンピューター化していく計画であります。近い将来には、地区のコンピューター化ということも具体的な課題になってくるものと考えられます。

法務局といたしましては、登記事務のコンピューター化を効率的に実現できるよう努力してまいります。会員の皆様方におかれましてもこの趣旨をご理解いただきましてこの事業の円滑な推進に多大なる御支援と御協力をお願い申し上げる次第であります。

最後になりましたが、会員各位の御健勝と御発展を祈念いたしまして、着任のごあいさついたします。



## 着任のごあいさつ

山口地方法務局次長

中島 重幸

8月1日付けをもちまして次長として着任いたしました。前任の泰次長同様よろしく  
お願い申し上げます。

私の出身は埼玉県ですが、浦和局に入局し、その後、東京、本省、横浜、盛岡、水戸  
を経由して再度横浜局で会計、総務を担当し、この度の異動で当局に参りました。こち  
らはまったく初めての勤務であり若干の不安もありましたが、職場や周囲の人達の暖か  
い歓迎をうけ何の不安もなくいい仕事ができそうです。

さて、今、法務局では登記事務のコンピューター化が進められておりますが、前任地  
の横浜局では既に6庁でブックレス処理が行われ、土地家屋調査士の皆様の理解も得ら  
れて、順調に展開しており、お客様からも大変好評を得ております。山口局においても  
バックアップセンターが完成し、本年10月からは本格的に移行作業を開始する運びとなっ  
ております。登記事務のコンピューター化は法務局の歴史の中でも最大の改革でありま  
すので局を挙げて取り組み、私も横浜局の経験を生かして最大の努力をして参りますが、  
この事業には調査士会会員の皆様の御理解が是非とも必要になりますので、御協力の程  
よろしくお願い申し上げます。

また、庁舎の整備、地図の整備、窓口サービスの改善等、法務局における課題は多岐  
にわたりますが、これらの改善に向けて誠心誠意努力する所存でございますので、是非  
とも皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、山口県土地家屋調査士会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝  
を祈念し私の着任の挨拶とさせていただきます。

## 法務局職員の人事異動について

8月1日付けをもって、下記のとおり人事異動が行われたの、お知らせします。

### 記

新	旧	氏 名
広島法務局民事行政部長	山口地方法務局長	藤 田 秀 次 郎
山口地方法務局長	広島法務局庶務課長	片 山 芳 人
退 職	山口地方法務局次長	秦 正 弘
山口地方法務局次長	横浜地方法務局総務課長	中 島 重 幸
退 職	岩 国 支 局 長	谷 本 義 明
岩 国 支 局 長	松江地方法務局浜田支局長	天 河 正 雄
鳥取地方法務局米子支局 係員	下関支局 登記専門職	中 嶋 周 一
下 関 支 局 係 員	光出張所 係員	宮 本 博 子
新南陽出張所 登記専門職	宇 部 支 局 係 員	岡 崎 さ お り
宇 部 支 局 登 記 専 門 職	新南陽出張所 登記専門職	垣 村 昌 宏
登 記 部 門 ( 併 任 )	徳 山 支 局 係 員	古 谷 訓



## 第47回定時総会開催される

平成6年度の定時総会が平成6年5月26日(水)午前10時30分から、山口グランドホテルに於いて開催された。出席者数は会員総数257名のうち委任状出席108名を含む208名であった。小嶋副会長司会のもとに、瀬口副会長会開会を宣し、黙祷、倫理綱領唱和、乗川会長挨拶の後、表彰式があり次の方々が栄ある表彰を受けられた。

### ○山口地方法務局局長表彰

永年表彰 原 光二・藤田 萬・好山 裕・宮本 武・久保田 茂則  
杉本 茂・有吉 照人・鉄穴 昌克・板垣 昭平  
高橋 清行・大田 勝次

### ○日本土地家屋調査士会連合会会長表彰

崎本 次郎・原野 友一・縄田 義介

### ○山口県土地家屋調査士会会長表彰

比良 正和・兼重 直彦・藤本 巖・高野 一夫・米原 茂樹

### 来賓挨拶

山口地方法務局長 藤田 秀次郎殿・小郡町長 宮本 研道殿  
日調連会長 三浦 福好殿

祝電披露の後、議長に三好一敏会員が選任され、副議長に鶴巻栄一会員が指名された。次いで、出席人員の報告、議事録署名人指名がなされ、高田副会長より平成5年度の会務報告の説明があり、議事に入る。

### 第1号議案

1. 平成5年度事業報告並びに収支決算承認の件
  2. 平成6年3月31日現在一般会計財産目録承認の件
  3. 平成5年度用紙等特別会計決算報告の件
  4. 平成5年度証紙会計決算報告の件
-

5. 平成5年度互助会会計決算承認の件

6. 山口県司調会館運営委員会会務報告の件

以上、一括上程され、それぞれ執行部より説明、監査報告、質疑応答の後、採決され、可決承認。

次いで、第2号議案 会則一部変更の件が上程され、可決承認。

次いで、第3号議案

(1) 平成6年度事業計画案承認の件 (2) 平成6年度収支予算案承認の件

以上、一括上程されそれぞれ執行部より説明、質疑応答の後採決され可決承認。

次いで、第4号議案 役員推薦委員会委員選出の件が上程され、各支部2名選出の上6月30日までに本部に報告するよう説明。

最後に新入会員の紹介がなされました。

### 第47回 山口県土地家屋調査士会定時総会



### 第47回 山口県土地家屋調査士会定時総会





会報やまぐち  
第100号  
発行日：平成25年10月15日  
発行部数：1,000部  
発行所：やまぐち会報編集委員会  
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
TEL：03-3568-1111  
FAX：03-3568-1112  
E-MAIL：yamaguchi@yamaguchi.or.jp

会報やまぐち  
第100号  
発行日：平成25年10月15日  
発行部数：1,000部  
発行所：やまぐち会報編集委員会  
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
TEL：03-3568-1111  
FAX：03-3568-1112  
E-MAIL：yamaguchi@yamaguchi.or.jp



会報やまぐち  
第100号  
発行日：平成25年10月15日  
発行部数：1,000部  
発行所：やまぐち会報編集委員会  
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
TEL：03-3568-1111  
FAX：03-3568-1112  
E-MAIL：yamaguchi@yamaguchi.or.jp

会報やまぐち  
第100号  
発行日：平成25年10月15日  
発行部数：1,000部  
発行所：やまぐち会報編集委員会  
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
TEL：03-3568-1111  
FAX：03-3568-1112  
E-MAIL：yamaguchi@yamaguchi.or.jp





## 土地所有権の範囲の安定化の為に

### “境界杭を設置しよう”

昨年10月1日をもって施行された不動産登記法施行細則第42条ノ4の②の改正は正に筆界点（境界点を含む）の安定化の整備のためのものである。我々土地家屋調査士が一番望んでいることであり、且つ、国民にとっても重要な現地特定の為の画期的改正である。

境界点には、隣接地主と立会し永久標識を設置しましょう。

“杭を残して、悔いを残さず。”

永久標識は土地家屋調査士会の指定したマーク入を土地家屋調査士に依頼して設置しましょう。

“境界確認書を交わし将来に備えましょう。備えあれば憂いなし。”

登記簿と現地の一体化を計りましょう。隣接当事者で現地を交換した土地は速やかに分筆し、交換登記を実施しましょう。

“現地と登記簿を一致させ自己の土地の所有権の範囲の安定化を促進しましょう。”

土地家屋調査士に依頼し境界標識を設置したら、以後の境界の管理（標識を含む）は自己で行いましょう。

“権利は義務である。境界の管理は所有権者自らの管理義務です。”

登記簿、地積測量図は法務局で国が管理しています。現地は自己で管理し、子孫にバトンタッチをしましょう。

“貴方の財産は、境界標が守る。境界標を守るのは貴方です。”

山口県土地家屋調査士会では、会員一同、皆様の境界管理のお手伝いを行っています。紛争の起きない内にお気軽に相談下さい。喜んで手伝いを致します。

## 平成6年度第1回支部企画委員と本部業務部合同会議

日 時 平成6年7月27日（木）午後1時30分より午後4時30分まで

場 所 司調会館

出席者 本部役員 乗川会長、高田副会長、西本部長、難波、阿部、高杉各理事

支部企画委員 岩国 大森委員、河内委員 萩 伊藤委員

徳山 田中委員、磯村委員 宇部 井上委員、西野委員

防府 大田委員、三刀屋委員 下関 下野委員、柴田委員

山口 田上委員、川口委員

開会午後1時45分

冒頭、乗川会長より10月に開催予定の境界標設置キャンペーンに伴う9月30日から10月3日にかけて実施される、松本大会参加ツアーの出席要請、10月29日に開催予定の講演会（本部研修大会を兼ねる）についての概略説明をうけた。

また、今回とりやめとなった報酬額改定の件、県内会員の報酬運用に関する実態についても説明があった。

協議事項

（1）平成6年度支部研修等の計画について、各支部より発表があり本年も盛り沢山の研修が予定されている。

（2）法務局登記部門との協議会の議題について

この件に関しては前回より引き続き議題の提出を要請していたが、今回新たに地積測量図の作成者が測量士となっている図面の可否につき提案がなされ、一般申請、又公嘱登記についても再度、法務局との協議、確認をすることとなった。

（3）県用地課と法務局登記部門及び、調査士会業務部との協議会の議題について

前件（2）関連して引き続き意見が続出して、大変盛り上がった協議となった。

公囑登記における境界標埋設に関する意見、公囑登記に付する調査書を、立会証明書として採用するのは不十分ではないだろうか。実際の立会は行われているのか、各市町村の実情は、等々。

又、毎回論議される国有財産境界確認についても、申請書、隣接所有者が共有、及び相続が発生している場合の取扱いについても議題として取り上げて欲しいとの要請があった。

(4) 境界標設置キャンペーンについて

この件については、冒頭乗川会長の説明のとおり9月30日から10月3日迄松本大会への参加、10月29日記念講演会を本部研修会をかねて実施の2件が報告された。

(5) その他情報交換

徳山支部磯村会員より自分で開発した杭「グラポール」の説明がなされた。

(広報の照介記事参照)

最後に高田副会長より全国の年計報告資料の説明があり閉会とした。

信頼をお届けします

**UBEX**  
株式会社ウベックス

FUJI XEROX

取扱商品

- 複写機(ゼロックス)
- ワークステーション
- ファクシミリ ● ワープロ
- パーソナルコンピューター
- オーバーヘッドプロジェクター
- その他 O A 関連商品

本 社 旭宇部 (0836) 21 - 1147  
下関営業所 旭下関 (0832) 32 - 0113  
山口営業所 旭山口 (0839) 23 - 0380

宇部営業所 旭宇部 (0836) 21 - 1147  
防府営業所 旭防府 (0835) 21 - 7771  
萩営業所 旭萩 (08382) 6 - 0431

## 日調連定時総会報告

副会長 小嶋 慎一郎

去る6月13日～14日、熱海において、日調連定時総会が開催され、平成6年度の連合会事業方針が、次のとおり決まりました。尚、この席で、西山元副会長が法務大臣表彰を受賞されました。おめでとうございます。

総会には、代議員として、乗川会長、高田副会長、オブザーバーとして、瀬口副会長と私が出席しました。

### ◆ 社会情勢

戦後最悪と言われている経済不況は、深刻化しており、不安の雲が日本列島を覆い、一億総弱気の険悪な状態が続いている。

この不況は、過去に繰り返してきた循環現象とは異なり、バブル経済の崩壊の後始末を引き摺りながら、構造的な不況であることが分かり始めており、その改善には時間がかかるものと思われ、当分低迷が続くものとして覚悟しておかなければならないと考える。

その不況構造は、大量生産、大量消費のシステムが限界に達していること、外需依存から内需志向へ変革すること、生産重視から生活重視へ価値観が変わっていること、つまり生産主権から消費者主権へ意識の構造を解決しなければならないようである。

このような構造的な不況の中において、景気回復を刺激するために、調査士業務にも関係する様々な施策が試みられている。その基幹である公共投資も不祥事件の後始末ができないために、思うように進行していない。

### ◆ 業務に関連する現状把握

土地家屋調査士に最も関連する地図情報の整備の必要性については、バブル経済崩壊後、にわかに論述され始め、現地調査の遅れを指摘する声も増えている。

高度成長時代に残した地図混乱地域の解消や境界不明、登記簿の表題部と現地との相違等、登記行政としても、解決しなければならない基礎的業務の課題を多く抱えている。

昨年10月1日施行の細則改正も、現況を重視しての大きい意義のあるところである。

次に土地の有効利用の一環として、借地借家法の改正により、定期借地権の創設、更に税制改正による相続税の延納から物納への切り替え申請等、土地家屋調査士に、直接、間接相談が持ち込まれ、それに伴う土地家屋調査士業務としても新しい局面を迎え、研究又は研修しなければならない分野が広がっている。

その他に「規則緩和」による組織上の課題を解決していくための研究又は検討による理論上の対応についても迫られている。

#### ◆ 時代の潮流に対応

土地家屋調査士業務は、排他的、独占業務であるが故に、時代の潮流を見極め、特に調査士業務に関係する社会変化には、情報を見逃さないように敏感に対応していくものとする。

業務の取り組みについては、不動産登記制度と依頼者の立場を念頭において、公正で効率的業務処理の専門家として知識の向上を図るため、研修資料の整備を行うとともに、研修の機会を拡大していくものとする。

更に、社会の変化に対応した業務の改善は無論のこと、土地、建物並びに地図等に関する新たな動きを逸早く先取りして、それに対応した研究体制をより充実強化させ実施して行くものとする。

#### ◆ 参加意識の昂揚

依存意識又は指示待ち意識を改め一人ひとりが自ら自己改革に取り組み、制度充実に会員が全員参加して取り組む姿勢を強調し、調査士会と連携をとりながら、強制会として「全員参加」の原則を機会あるごとに強調して参加意識の昂揚を図るものとする。

#### ◆ 調査士制度発祥の地碑建立

平成6年度は通常業務の他に、創立45周年記念事業の一部として、土地家屋調査士制度運動の発祥地である長野県松本市に、「土地家屋調査士制度発祥の地記念碑」を建立し、先輩の精華を讃え、後世に語り継ぐと共により一層の制度発展に努力する目標で一大事業を計画した。



### ◆ 永久標識の設置は21世紀への結論

現地を重視した永久標識の設置は、あらゆる面において効用をもたらし、土地家屋調査士業務の根幹をなすものである。

「永久標識」の設置、「境界標」の所有者による維持管理は、正に、登記制度の充実として土地家屋調査士の21世紀の結論と位置付けて間違いないものとする。

本年だけのキャンペーンに終わることなく将来的にも会員は無論のこと、登記制度、地図関係者の意識の昂揚に努めていくものとする。

### ◆ 境界標設置全国キャンペーンの実施

不動産登記法の一部改正を機に、「境界標設置全国キャンペーン」を法務省、法務局を始め多くの努力を得て実施することを計画した。

現状、境界標が不明であるために、事業の遅滞、国民生活への影響も多く、国民の権利を明確にするためには、現地を安定させる永久標識の設置は不可欠である。不動産登記制度の充実、地図情報の整備に気が付き始めた現在、その原点である永久標識設置の効用と管理主体を明確にするためのものである。

### ◆ 全国土地家屋調査士松本大会の開催

制度制定運動発祥の地碑が建立される松本市民会館において「10月3日」全国土地家屋調査士松本大会を開催する。

### ◆ 役員の変動と分担

大仕事を成し遂げ成功させるためには、連合会、ブロック協議会、単位の「連帯と分担」による行動が不可欠である。

部活動を始め会の運営は役員「連帯と分担」により余裕をもって処理できるよう手段を充分協議し、バランスを調整しながら推進するものとする。





（法務大臣表彰を  
うける西山穂敏元副会長）

三者協議会

## お知らせ

7月19日、開催された法・司・調三者協議会の協議事項の内、特に、全員に周知すべき事項として、山口地方法務局から次のとおり、連絡及び要望がありました。

### 1 連絡事項

#### （1）偽造印鑑証明書について

最近、運輸局陸運支局等において、自動車の所有権登録名義人の印鑑証明書を偽造して、名義を勝手に書き換えてしまう事件が全国的に発生している。この偽

造印鑑証明書は白紙を使用して印鑑証明書を発給している市町村及び法務局の会社・法人のものが多くを占めており、白紙を使用した印鑑証明書は最近の特殊技術によれば極めて巧妙にしかも容易に偽造が可能であるといわれるところである。

この種の事件は、ただ単に運輸局陸運支局等における不正事件のみではなく、登記・登録の分野にまで波及拡大する可能性を秘めているものとする。会社・法人の偽造印鑑証明書の防止策については、法務本省において改善策が検討されているところであるが、取りあえず会員の皆様には、ただ漫然と事件受理をされることのないように、これら偽造公文書が自分の手元にいつでも廻ってくる危険性のあることを十分に認識したうえで事務処理にあたっていただきたい。

## (2) 基準点の復旧作業について

法務本省は、かねてより法17条地図を作製した地区及び地図混乱地区に設置した基準点の80%が亡失している状況について危惧し、これの復旧作業を検討してきたところであるが、本年度ようやく僅かながら関係予算の確保ができ、山口局では小郡地区、徳山地区、岩国地区において99点の基準点復旧作業が実施できることになった。この作業は、公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託して実施することとされるので、よろしくお願ひしたい。

## 2. 要望事項

### (1) 収入印紙の貼付の改善方について次のことを遵守願ひたい。

ア 収入印紙の貼付は、貼付台紙に密着・固着されたい。

イ 貼付台紙上に一定の間隔で貼付されたい。(B5判の規格の場合、たて3列にして間隔をおいて貼付されたい。)

### (2) 理由

登録免許税等を収入印紙を貼付して納付された場合に、これの再使用を防止するため、登記所では消印器にかけているところである。

ところで、登記所における消印作業の際に、しばしば不都合な状況が生じることがある。①収入印紙がめくれて消印器に巻きついてしまうこと、②二重消印をしないように作業する必要があるため、慎重さを要求されて事務能率の低下を招くこととなる。

## 境界標設置キャンペーン実施中

平成6年10月1日～10月末日まで推進月間、各土地家屋事務所で相談に応じています。

### 講演会開催

主催 山口土地家屋調査士会

共催 山口地方法務局

山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

元東京高等裁判所、部総括判事 吉野 衛先生

日時 平成6年10月29日

演題「裁判官から見た境界問題」

#### 聴講者募集中

境界に関係のある人「官公署用地担当者、水道、電気業者、宅建業者、建設業者」の聴講を特に希望致します。

#### 吉野先生の略歴

1. 昭和6年1月1日 東京にて出生
2. 昭和29年3月 東京大学法学部卒業。
3. 昭和31年4月 裁判官に任官し、奈良地裁判事補（民事担当）
4. 昭和33年4月 法務省民事局局付検事となり、以後5年間民事局に在籍し、その間、昭和35年の不動産登記法の大改正に従事。
5. 昭和38年4月 東京地方裁判所に戻り（民事担当）、以後、鹿児島地裁、東京地裁と転任。
6. 昭和47年 再び法務省、訟務部第2課長、東京法務局訟務部長を歴任。
7. 昭和49年 法務省民事局に移り、民事局第3課長、民事局参事官、官房

- 参事官、官房審議官を歴任。その間、区分所有法、仮登記担保法、会社法、民法の相続編の改正等に從事
8. 昭和57年 8月 裁判所に戻り、東京高等裁判所判事（民事担当）  
その後、大分地家裁所長、静岡家裁所長、静岡地裁所長、東京高等裁判所部総括判事を最後に退官。
9. 平成3年 9月 公証人となり、現在銀座公証役場公証人。

## 境界キャンペーン企画案

キャンペーンの目的  
境界紛争の予防  
(表示の登記制度の明確化)

市民への主張	自分の土地は自分でしか守れない。 境界石の設置は、登記手続きのときが最善です。 境界石の設置は、土地家屋調査士がおこないます。 境界石の設置は、プロセスが大切だ。
官公庁への主張	土地の提供者に対する官公庁の義務として公共事業にともなう境界紛争の予防処置をとりましょう。 法律上の境界確定の援助義務として公共嘱託登記協会との共同作業による登記手続きを……。 官公庁の土地で、登記漏れはないですか。 官庁の境界石は、民間の境界線の守り神となる。
法務局への主張	登記制度は、現地の安定にある。 現地の安定を見ての事件の処理を。
会員への主張	21世紀をみすえて登記制度を支えていこう 現地を安定させて登記手続きをしよう

キャンペーン期間 10月1日より10月29日	
期間中の主要行事 10月3日 土地家屋調査士全国大会参加 山口より40名動員 松本市（長野県）に2,000人集結	
10月中旬	TV対談 局長、会長、公嘱協会理事長 （15分番組）
10月29日	境界キャンペーン記念講演 講師 元東京高等裁判所 総括判事 吉野 衛 先生ほか 共催 調査士会、法務局、協会 動員目標 300人

期間中のキャンペーンの方法	
有料キャンペーン	TVでの15秒CM 民放3局による1カ月間 （延べ80本程度）  新聞による有料宣伝
街頭キャンペーン	10月29日会員参加の街頭キャンペーン （山口市商店街にて）
無料広報	県下全マスメディアによる 公開講座の案内
期間中の境界紛争無料相談	各調査士事務所

あなたの土地はあなたが守る

境界標



設置全国キャンペーン

「杭を残して、悔いを残さず」

記念講演会

演 題 「裁判官から見た境界問題」

講師 元東京高等裁判所

部長括判事 吉野 衛 先生

演 題 「山口県の土地制度と地価の変遷」

講師 元山口地方法務局

表示登記専門官 山崎 耕 右 先生

日時 10月29日(土) 午後1時より

場所 山口県視聴覚センター  
(山口市後河原 県立図書館内)

☎ 0839-24-2118



主 催

山口県土地家屋調査士会 TEL 0839-22-5975

共 催

山口地方法務局 TEL 0839-22-2295

(社)山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 TEL 0839-23-5115



## 調査士の保険・年金・共済制度一覧表の作成について

山口県土地家屋調査士会財務部

当会の平成6年度第1回理事会並びに第47回定時総会において、会員の皆様方から貴重なご意見をいただき感謝いたしております。

特に議案書の平成5年度の事業報告の財務部の内容が分かりにくいというご指摘があり、その際、財務部がお約束した事項についてご回答申し上げ、かつ、その内容等については継続的に検討いたしたいと存じます。

さて、土地家屋調査士が事務所をもち、その業務に専念し業績をあげ責任を果たすためにも、不安のない精神的安心感や経済的援助が得られる保険・年金・共済制度は必要不可欠のものと考えられます。

調査士も「人の子」やはり思わぬミスや病気や事故に遭遇することは避けられませんし、又次第に年をとり老齢化することも否めません。

そこで、毎日が多忙で時間を大切になさる会員の皆様方には、ひと目でその種別や内容等の理解できる保険・年金共済制度に関する一覧表の作成を財務部で試みました。しかし、これらの制度の仕組みは、大層綿密かつ詳細につくられ、すべてを網羅することは大変むずかしい事が分かりました。

それで、最初の段階としてその基本案をつくり、会員皆様方のご意見とご希望を聞きながら徐々に改め、ご期待に添えるような一覧表にしたいと存じます。

## 若・壮年者のための制度

## 調査士の保険・年金・

種別		内容等	加入資格	加入の窓口	内 容 (万円)			
県 調 査 士 会	保 険	損害賠償 責任補償 保険	会 員	調査士会 事務局	補償 限度 額	業務 危険 1請求 1,000万円	(Aセット) 左記の2倍	給付金は 1.損害賠償金 2.裁判費用 弁護士費用 など 3.応急手当 費用
		休業補償 保険	会 員 その他従業員 (20才～64才)	〃	補償 限度 額	施設 危険 身体1名 1,000万円 財物1請求 200万円	(Bセット) 額	
	共 済	互助会	会 員 (強制加入)	〃	退職金 動続1年以内につき、3万円、以後1年増す毎に3 万円を加算した金額、上限30万円	(例) 40才～ 44才の とき	休業補償額 (月当り) 4万円	(A型) 5.1万円 (B型) なし
日 調 査 連	年 金	国民年金 基金	自営業等の会 員・配偶者及 びその補助者 (20才～60才)	土地家屋調 査士国民年 金基金〔東 京部〕 (調査士会 経由)	A型 15年保証期間、年1回のボーナス B型 年1回のボーナス C型 上記なし 2口目以降選択できる。また、確定年金コースも設定 されている。 (注) 1. 年金は長生きが条件、健康留意。 2. 職能型から地域型・厚生年金に変更できる。	年金月額3万円 65才支給開始		
		共済年金	会 員・家族従 業員及び補助 者(15才～70才)	共済会 (調査士会経由)	年 金 型…公的年金の補完 一時金型…開業・結婚・独立資金・進学等の準備金			
	保 険	団体定期 保険	会 員・補助者 その家族・従 業員 (15.5才～ 70.5才 更新継続 75.5才)	〃	掛け捨て型の団体生命保険 主として不慮の事故			
		医療保険	上記加入者 (15.5～65.5才 更新継続 75.5才)	〃	医療保険制度 病気・不慮の事故・災害(入院・手術・看護費用)			
		賠償責任 保険	会 員	〃	上記の損害賠償責任補償保険と大体同じ			
		測量機器 総合保険	測量機器を 所有管理す る会 員	〃	業務使用中・携行中、保管中等の偶然的な事故による 損害補償保険			
	所得補償 保険	会 員・補助者	〃	保険期間中に病気、ケガによる就業不能の場合1カ月 につき契約した補償額を支払う保険(最長1年間)				
共 済	共済会 自家共済	会 員 (強制加入)	〃	弔慰金・廃業一時金の給付 (例) 弔意金 在籍6年以上 50万円 廃業一時金 在籍20年以上 20万円 在籍30年以上 40万円				

# 共済制度の一覧表

平成6年6月13日作成

掛金・保険料 (円)	契約更新	6、3、31現在 加入者数	備 考
Aセット 月当 1,000円  Bセット 月当 1,360円  何れかを選択	1年更新  (自動継続)	143人	1. 損害賠償責任保険については ① 賠償責任保険普通保険約款 ② 土地家屋調査士特別約款 ③ 業務拡張担保条項 ④ 名譽費担保条項 ⑤ 廃業担保条件を参照  2. 詳細は、事務局にお尋ねください。
月当 1,000円	〃	40人	3. 参考資料 ① 事故例・約款集 平成5年6月三井海上火災保険 ② 日調連・共済制度のご案内(日調連パンフレット) ③ 調査士会「ご入会のすすめ」 ④ 関係規則・規約
入会金 30,000円	調査士会理事会 互助会規則による	257人	4. 土地家屋調査士業務危険とは ○ 会員あるいは会員の補助者が土地家屋調査士業務を遂行するにあたって、業務上相当な注意を用いなかったために業務の委託者あるいはその他の第三者に財産的損害を与えた場合に適用されます。  ○ 同様に業務遂行にあたり、他人から預かった印鑑、簿明書類および図書を紛失したり、き損、汚損、あるいは盗難されたことにより委託者に財産的損害を与えた場合に適用されます。
(例) 40才のとき A型 月額 9,900円 B型 月額 9,000円 C型 月額 7,200円	継 続 (注) 加入出来ない方 1. 農業者年金加入者 2. 厚生年金など 被用者年金加入者 3. 山口県国民年金基金加入者など	59人	5. 施設危険とは 土地家屋調査士業務遂行のために所有・使用・管理する施設の欠陥あるいは管理上のミスによって他人の身体に障害を与えたり、他人の財産を滅失、き損または汚損した場合に適用されます。
年金 月当 2,000円 一時金私1口50万円	継 続	1人	6. 共済制度とは 同じ調査士業務にたずさわる人々が互いに拠出しあって助け合うためにつくられた制度
(例) 40才のとき 2口～20口まで 3ヶ月の掛金 2口 男 1,822円 女 1,526円 20口 男13,650円 女11,130円	1年更新  (自動継続)	132人  (583口)	7. 年金制度とは われわれ勤労者がその給与・所得から一定額を納め、退職後などに受け取る年金の制度
(例) 男40才のとき 月払 2,799円+特約 574円 10年間掛金同じ	〃	10人	8. 保険制度 偶然の事故によって生ずる損害を保証するため契約者から保険料をとり、定められた額の保険金を支払う制度
Aコース 年1000円× <sup>契約金額</sup> 10万円 Bコース 年 700円× <sup>〃</sup> Cコース 年 400円× <sup>〃</sup>	1年ごと 契約更新	0人	9. ここでは職能型を土地家屋調査士国民年金基金(東京都文京区音羽1-17-16中銀音羽マンション)地域型を各都道府県に設置されている国民年金基金のことをいう。
(例) 男40才のとき A型(月額10万円)月払 1630円。E型までである。	1年更新 (自動継続)	0人	10. 税務上の取扱いは、すべてに配慮されている。
月当 1,000円	日調連共済会規則・自家共済規約による	257人	

支部だより

## 定時総会開催

下関支部

平成6年6月18日(土)午後1時より、山口県土地家屋調査士会下関支部、山口県司法書士会下関支部の定時総会が盛会に開催されました。

特に、乗川良介会長には祝辞をいただき、又、懇親会、更に二次会までも参加していただきまして大変感謝しています。この日は、いまから思えば梅雨らしい日で大粒の雨が一日中降りそそぎ、自然に大いなる恵みを与えた日でした。それ以来、下関市には雨らしい雨は降ってくれません。以前はよくめずらしい事をすると言われましたが、今回は正しく、下関市長本人の来賓、並びにご祝辞は、いままででは初めての事です。我々会員は胸を張り、どんなに嬉しく思った事でしょう。

続きまして、7月14日、支部の合同理事会が東京第一ホテルで午後6時から開催されました。高田吉雄副会長をオブザーバーとしてお招きしました。

議題として、①三者協議会(法務局下関支局との)②支部研修の日時 ③法・司・調合同リクリエーション大会について ④司・調親睦研修旅行について、昨年の反省や本年の抱負について協議しました。

続きまして、8月2日、法務局(下関支局において)1人人事異動がありました。その際の引っ越しの手伝いとして、下関支部会員名簿の順番で応援することにしています。

## 一泊研修旅行

岩国支部

大島町国民宿舎「うずしお荘」で親睦を兼ね泊り込みで研修会を行いました。

出席者は、22名でした。

1. 日時 平成6年5月14日(土)AM10時  
～平成6年5月15日(日)AM9時まで

## 2. テーマ

### 1) 「報酬に対する考え方」

5月14日 10時～12時

会員討論形式

### 2) 「調査測量実施要領の運用」

5月14日 13時～17時まで

講師 副会長 船口 樹二





クラブ紹介

## 第1回釣りクラブ釣行記と会員募集

釣りクラブ 代表者 松山高明

釣りクラブが結成され初の釣行は、5月21日、萩沖で行われました。釣りにかけては腕自慢、口自慢が逞勢11名参加。萩市内の国民宿舎「城苑」を基地に、船大物組、小物組、波止組の三班に分かれての釣行でした。当日は曇りで南の地風がかなりふいていましたが、地風のため波の心配もなく、浜崎漁港では漁師さんからの「しらす」の差入れに、ボン酢ですすり大漁の前祝?をしての出航でした。

釣果は風に悩まされながらもそれなりの釣果をあげ、基地に帰るや早速獲物を肴に懇親会となり、大物賞の表彰や自慢話に花が咲きにぎやかな一時を過ごすことができました。これも本大会に絶大なご支援を下さいました萩支部会員の方々の賜ものと感謝しつつ翌朝、釣に、帰途にと自由解散しました。さらに楽しいクラブになるよう会員の皆様のご支援ご指導をよろしくお願い致します。

次回第2会釣大会の予定は

日時 10月22日(土)・23日(日)

場所 第1回と同じ 萩方面

となりますが、詳細は会員に直接ご案内致します。

新会員を募集しております。楽しい会にするため多数のご入会・ご参加をお待ちしております。

入会希望者は本会事務局か

世話人 防府支部 松山事務所

TEL 0835-22-0909

FAX 0835-22-0838

山口支部 小嶋事務所

TEL 08397-2-5591

FAX 08397-2-8336へご連絡下さい。





## 現況と今後の抱負

囲碁クラブ責任者 増満増郎

本調査士会に親睦クラブ設置規則が誕生し、それぞれのクラブ責任者も決まり、レールの敷かれた軌道を現実にはどのような動力車で、どのような組織・運営・方法で走らせるか、これからが大変重要な出発点に位置しているものと考えています。これも会員皆様の温かいご支援・ご協力によることが誠に大であり、よろしくお願い申し上げる次第であります。

さて、囲碁クラブにおいては、8月28日（日）第18回司調共催囲碁大会が司調会館で開催されますので、その開始30分前に当該囲碁クラブに所属する会員が集まり、別紙「（仮称）調査士会囲碁クラブ規約案」について十分討議し、皆様のご意見ご希望を吸収しながら確固たるものにしていきたいと思っております。その時、今後の抱負についても色々なテーマが提出されることを期待しています。既に釣クラブが現実には活動を始め、立派な成果を収められていますので、この事を参考にさせていただきたいと考えております。事務所業務や家事の多忙ななか、何もかも忘れひとときの精神的な安らぎをこの親睦クラブに求めることも、明日へのエネルギーとなり、更に連帯感・情報交換という大切な場を持ち得るものと期待しています。また囲碁の語らいから老いも若きも人生・自然・社会・経済・文化等さまざまな話題も裨益することが多いと存じます。会員の皆様方どうぞこの囲碁クラブをよろしく願います。

### （仮称）調査士会囲碁クラブ規約案

1. 名称 当クラブは、調査士会囲碁クラブと称する。
2. 目的 囲碁を通じて碁道を学び、会員相互の親睦を図ることを目的とする。
3. クラブ員 当クラブは土地家屋調査士会会員（補助者及び事務局職員）並びに準会員（法務局職員及び司法書士会会員等）で構成する。

4. 役員
- イ. クラブ長
  - ロ. 会 計
  - ハ. 記 録 (記録の保存、管理、写真撮影)
  - ニ. 監 査
5. 例会 例会は年2～3回(8月末日曜日、2月末日曜日ほか)とし、その都度クラブの運営を計画立案する。
6. クラブ費 例会のとき、会費1人に付1,000円を徴収する。
7. 入会・脱会

当クラブに入会しようとする者は、入会届を当クラブに提出しなければならない。当クラブを脱会しようとする者は、クラブ長に届け出なければならない。

但し、納入済の会費があってもその返還は請求できないものとする。

## 会員募集

### バイクツーリングクラブ参加者募集ノ

そろそろ暑さもやわらいできた今日このごろですが 本部理事会にて、親睦クラブが設置され、新たにバイクツーリングクラブを作り、皆さんで楽しみたいと思います。クラブは10人以上で組織することが望ましいということで、なるべくたくさんの方々のご参加をよろしくお願いしたいと思います。バイクをお持ちでない方もバイクに大変興味がある方でしたらだれでもかまいません。(補助者の方々にもどんどん声をかけて下さい。)希望者は、調査士会事務局もしくは徳山支部田中拓朗(0834-21-1546)までご連絡下さい。よろしくお願ひします。

発起人 岩国支部 浦井 義明  
徳山支部 田中 拓朗

## 「穂ノ木」について

下関支部 前田博司

先日（平成5年10月30日）下関において、山口県土地家屋調査士会の研究会が催され、その「拡大研究会議」ということで、地元の私も呼びをいただいた。

会議のテーマは「公図の無い地区の研究」であったが、その際「穂ノ木」とは何かが問題になった。これまで「穂ノ木」と言えば、漠然と「小字」を細分したものと考えていたのだが、この席上で、瀬口副会長は、県内の山林図面（地押図・丈量図）などを証拠に、「穂ノ木」は「一筆の土地」ではないか、と発言された。この瀬口氏のご指摘は、これまでの私の「穂ノ木」に対する理解とまったく矛盾するものであり、改めて愕然とさせられた次第であった。

以下、その後の瀬口氏との書状などのやりとりも含めて、「穂ノ木」の問題について考えてみることにしたい。何分にも十分な資料を集めた上での報告が望ましいのだが、問題提起のつもりで、論を進めることにする。

### 1、「穂ノ木」の定義

「穂ノ木」については、柳田国男が、その著『地名の研究』のなかで、次のように述べている。

「町村大字はすなわち以前の村であって、さらにこれが字（あざ）にわかれている。字はごく概略的の話をすると多い村には一箇村に百ぐらい、少なくとも三、四十をくだる所はないのである。ほぼ平均五十と仮定しても全国に約百万の字があるのである。その字の下には地方によっては小字（こあざ）がある。それがまた一つの字に五つも六つもある。あるいはもっとある所もある。また小字を中字（ちゅうあざ）と名づけ、さらにその下に十くらいもの小字のある地方もある。」「普通は田や畑の三筆・五筆の一团にむかって一の地名があった。水田などでも五枚・三枚と一かたまりになって、所有者も一つで稲の種類も同じくする。すなわち経済上一体をなしているものに一つの地名がある。越後三条辺りではこの小さい区画を名処（みょうしょ）と申している。四国・中

国あたりでは小区画のことをホノキまたはホヌキといっている。その言葉の意味は知らぬが、おそらくはかの名処にあたるのであろうと思う。しこうしてこれが小字の起原であらうと思う。」「元来数字は趣味のないものである。便利といえば便利だが、もとそれは法律上の便利で、まれにしかあらわれてこない法律上の必要のため、平日の経済上には不便を忍ばねばならぬ。第一、数字になると頭のあらい百姓にはなにぶん印象の力が少ない。「きょうは千二百十五番地の田の草を取れよ」というようなことは、たいへん言いにくいのである。それゆえに今も一方では番地を用いつつ、他の一方ではホノキ・小字がある村では、必ずそれも併行して用いているのである。すなわち二通りの地名があるのである。」（「地名の話」）

「中国・四国でホヌキまたはホノギなどと呼んでいるものは、普通に小字といていたもののまた一つ下であって、交通の衝に当たらぬかぎりは隣里の者すらも知っていなかった。大きな地主の家ではたいていは所有地がとびとびであり、そうでなくても地形がまちまちで、水の手も耕種法も別にしなければならぬ場合が多く、内の者だけはその田畑の数筆を合わせてなんらかの名を付して互いに呼んでいた。東国ではこれを名処（みょうしょ）などといい、その著名なものだけは同区の者も知っていた。」（「地名と地理」）

「中国地方などではホノギと称して、小字よりいま一つ下の、それでも個々の田や屋敷の名を若干合わせた区域名があったらしく、それは（内務省には）報告しなかったように思われる。」（「地名考説」）

つまり柳田国男は、ホノギを数区画程度の土地に命名された地名として、大字・字に次ぐ小字ないしは小字よりも下の段階の土地区分の呼称と理解されている。

さて、ホノギの定義であるが、楠原佑介・溝手理太郎編の『地名用語語源辞典』（昭和58年、東京堂出版）には、

「ほのぎ ①田の一区画（方言 広島県比婆郡峯田）。②小部落。こあざ（方言 愛媛県今治、高知県土佐郡土佐山）。解説 田制用語。土佐の「長宗我部地検帳」では①の意で使われる。ホノカ（仄）の意〔川野茂信〕という。」

同じく山中六彦著の『新訂山口県方言辞典』（昭和50年、マツノ書店）には、

「ほのぎ 穂の木。部落名の最下の地名。「山口市上宇野令西白石の内の堂の前とか



茶臼山とか。周防ではよく用いられている」、「一ほのぎ売って家の修繕に充てた」＝一ほのぎの田地の意。」

などと記されている。

また『山口県近世史研究要覧』（昭和51年、マツノ書店）には、次のように解説している。

「ほのぎ 穂ノ木 田畠一団地の小地名。小字。穂ノ毛ともいう。検地帳には穂ノ木を肩書して田畠の区分・反別・石高・作人を登載し、田畠の位置を標示する第一のよりどころとなる。明治の地祖改正以来地番制がとられ、穂ノ木は字（あざ）として記載されたが、総合合併され、或は消滅したものが多く、僅かに田畠の個有名称的に残っているものもある。」（同書152ページ）

ホノギについての定義は、この程度のものがあるに過ぎない。

## 2. 「穂の木」の実例

このたび瀬口氏が提示された例であるが、山口県内の山林絵図（明治初年の地押図・丈量図と思われる）に、「字南荒畠 五穂之木」「字猪ノ子 二穂ノ木」などとあって、それぞれ図には地番が5個、2個しか記されていない。瀬口氏はこのことから、「穂ノ木」イコール「一筆の土地」ではないかとされる。

確かに、これらの図面の記載によると、瀬口氏の言われることは当然で、これでもう一件落着の感がする。瀬口氏の解釈によると、「穂ノ木」イコール「一筆の土地」であり、それに該当する地名は存在しないか、あっても図上では省略されたものか、少なくとも地名として採録はされなかった、ということになる。

ところで『油谷町史』に収録されている「大津郡久富村粟屋平佐衛門殿知行所田畠小村七拾参ヶ所之絵図（宝暦小村絵図）」（油谷町中央公民館蔵）にも、「以上五穂ノ木」とあって5個の土地が描かれている地図が見える（同書232ページ）。この検地は宝暦11年（1761）から翌々年にかけて実施されたものである。

しかしそれでは、柳田国男が述べたような「ホノギ」は存在しないのか、すなわち「田や畑の三筆・五筆の一団に向かって一の地名」がなかったものか、その点で疑問が残る。

ともあれ、瀬口氏が主張される「穂ノ木」論と、柳田国男の「ホノギ」論とは、どこ

か論点のずれがあるように思われる。

### 3. 「穂の木」の史料

藩制時代に、毛利(萩)藩に提出された『地下上申』のうち、

①「蓋井島石高由来書」に、「一、筏瀬と申すは…それより其の瀬をも其所之山田島穂のき谷をも筏瀬と申し習し候由申伝候」(元文4年)という記載が見える。

②「長府領豊浦藩室津村石高付由来書境目書」に、「一、大歳小社 穂のき名大王子ニ有り」(延享4年)とある。

これらの書類は、元文4年(1719)と延享4年(1747)に、それぞれ村の庄屋から提出されたものだから、そのころすでに「ホノギ」が存在したことは明らかである。

**才川村の場合** 『豊浦藩旧記』に採録されている「東豊浦郡才川村名寄帳」(年月不詳)には、現在下関市内の大字となっている才川地区の田畠を、その耕作者別に列記してあるものだが、その耕作地にはそれぞれ字名が付記されている。ただしホノギという用語は使われていない。ここでの字名は92個あり、その耕作者総数は218人、耕作地総数は275個、総反数は15町9反5畝5歩となっている。すなわち、才川村においては、1個の字にはほぼ3個の耕作地があったことになる。また1個の字には、1個の耕作地といった例から、最も多いのでは17個の耕作地をもつものまである。

これに対応するものとして、法務局の大字才川の土地登記簿に見る字の数は、山林地番の字名も含んで49個、字図に記載されている字すなわち耕作地番の字の数は39個だから、才川村では明治初年の地租改正のさいの地押において、92個の字が39個に、従前の42パーセントにまでまとめられている。

**宇賀本郷の場合** 長府藩においては萩藩とは異なり、寛永20年(1643)のいわゆる「寛永検地」以後は、本格的な検地は行われなかった。宇賀本郷(現豊浦郡豊浦町)には、その年の「新水帳」(西島家史料)が残されており、この詳細な表が『豊浦町史・2』に掲載されている(同書417～436ページ)。その説明に、「(穂の木は)土地の所在を示し、現在公称されている「字」に相当するものであるが、穂の木は細かく区分している。…この水帳の穂ノ木は、現在の公簿からその名を消している。これは明治の地租改正によって、土地台帳を作成したとき、小さい穂ノ木を統廃合して、その代表する穂ノ木を「字」にしたためである。稀に全く別の字名を設定した字もある。しかし、現地の本郷(郷ノ原を含む)では、今もなおこの穂ノ木が田畠の固有名詞として継承され



ている例も多くある。」(同書435～436ページ)とある。もっともこの史料にホノギという用語がつかわれているがどうかは、今のところ確認していない。

町史にまとめられている字と穂ノ木の表によると、49の字に、総計345個の穂ノ木が統合されていて、「ひとつの穂ノ木が四分五裂されて、いくつかの字にまとめた傾向」(同書436ページ)が強く、各字に重複している穂ノ木を除くと、穂ノ木の数約200個となる。つまり1個の字は、重複分を入れると平均7個、重複分を除くと平均4個の穂ノ木をまとめたものということになる。

#### 4、とりあえずの小結

『山口県地名大辞典』(角川書店)の「山口県」の地名用語に、「穂の木(ほのぎ)田畠の小区分名。小名(こな)ともいう。検地帳は田畠の肩書として穂の木を記し、所地を明確にした、宝暦検地の際の小村絵図は穂の木ごとの目次が付けられ、「尤穂ノ木別名寄御帳前」(奥書)として作成された。明治期の地租改正の際、田畠も地番制が施行されたため、穂の木は小字となったがその後の町村合併によって、現在の田畠の名称としてわずかに痕跡を残している」(同書14ページ)と解説されている。

これまでの地押図に見える「数字・穂ノ木」といった表現は、「宝暦検地」を継承するものと思われ、長府藩においては「宝暦検地」は行われていないので、そうした表現の小村絵図乃至地押図(丈量図)は旧長府藩領内では今のところ見当たらない。

「宝暦検地では、各村の蔵入地あるいは給領地ごとに小村帳と小村絵図が作成された。小村絵図は、土地の形状を一筆ごとに図示したもので、境界、面積、耕作者などが記入される詳細なもので、穂ノ木ごとに一枚の絵図面にまとめられ、村あるいは給領地ごとの帳綴りに仕立てられている。この小村絵図は後年の「字限図」や「地籍図」に相当するもので、それ以降の藩政時代、土地の基本台帳として地方行政に重用される場所であった。」(『油谷町史』232ページ)

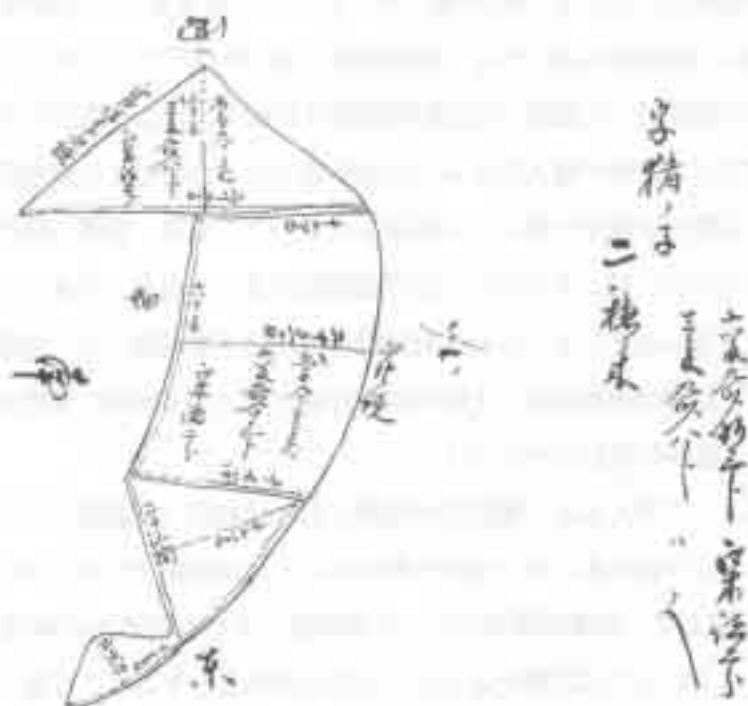
以上の例によって考えると、瀬口氏が指摘された地押図(丈量図)の「五穂ノ木」といった表現は、この穂の木には5枚の土地があるという意味ではないかと考えられる。「宝暦検地」に際して、萩藩の指示によってほぼ統一された形式での検地が行われ、その検地の様式にこのように記載せよといった見本があり、そこに「五穂ノ木」といった凡例が載せられていたのではないだろうか。明治初期の丈量は、藩制期の検地絵図に基づいて実施されたために、瀬口氏指摘の絵図は藩制期のものと同じ様な記載となったも

のだろう。

「種ノ木」に関する資料を十分に蒐集してから立論するつもりであったが、とりあえず現在までの状況と、そこから得られた若干の推論を紹介した次第。いずれまた機をみて再論することとしたい。



大津郡久富村粟屋平佐衛門殿知行所田畠小村七拾三ヶ所之絵図（宝暦小村絵図）の部分（油谷町中央公民館蔵）（『油谷町史』所蔵）



瀬口氏蒐集の「絵図」（明治初年）

## 調査士事務所の“超”整理法

岩国支部 浦井義明

“「超」整理法”（野口悠紀雄、中公新書）がベストセラーになっています。

皆さん、必要な書類を思いどおりに取り出せないで、イライラすることがありませんか。この限度は20秒位だそうです。

私の事務所では、『〇〇君、△△さんのあの書類、資料はどこにある？』という会話は許されません。そしてまた、電話がかかってきたら、そのまま通話しながら（もちろんコードレスだからですが）、即座に、関連ある必要な資料を手元に取り出せる体制にしております。

上の“「超」整理法”では「整理は分類」という伝統的、常識的考えを覆し、情報検索を

I 時間軸検索（ひたすら使ったものから並べる。封筒に入れて）

II パソコンによる情報管理

の二つのシステムによる方法論を提案しています。

我々調査士の日常業務に、この方法論がそのまますんなりあてはまるでしょうか。

Iの時間軸による検索は、たしかに知的活動の生産業務を高めるには向いていますが、我々の通常業務には、真っ先に思いつく人かモノに関連づけられた「キーワード順」（所有者、依頼者、通称等）が最適だと思います。

IIのパソコンによるデータ管理は、件数が数多くなればなるほど有効に機能します。数が少ないと案外面倒に感じ、かえって時間がかかるものです。

それでは、私が十数年まえから行っている、調査士事務所の“「超」整理法”を紹介しましょう。

それは ①封筒 と ②事件のカルテ と ③電子手帳 の三点です。

### ①封筒

これはノンフィクション作家の山根一真氏のアイデアを戴いたものです。別図のように、封筒の表面に枠と「様」だけを、なるべくシンプルに印刷します。余り項目を多くしたり几帳面にすると案外長続きしないものです。

平成6年	う	ら	の	浦小路義麻呂 様	今津町一丁目
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>					

A4かB5の封筒に上のような枠と「様」だけ印刷します。  
 (縦か横かは、キャビネットや好みの問題です)

封筒には、調査資料、計算資料、図形資料そして又写真等何でもかんでも投げ込んでおきます。その封筒をあいうえお順にファイルキャビネットに放り込んでおくだけです。いい加減な気持ちで、気楽にできる体制が継続できるコツです。ファイリング、整理整頓の極意はずぼらな気持ちでできることにあります。

②事件のカルテは、省略します(会報「やまぐち」NO. 53 平成5年4月号)

③電子手帳(シャープ製「ザウルス」)にあるファイリング機能と名刺管理の機能を連動させて、次のように事件を流していきます。

「うまい話」ファイル……近い将来に受託の見込みのありそうな案件。時々チェックします。

「する仕事」ファイル……現在処理すべき事件。日々に優先順位をつけかえます。

「未収金」ファイル……処理を終えた事件は、入金があるまで一時保管します。

「名刺管理」ファイル……完了した事件の最終ファイル。あらゆる情報を一つでも数多く書き込むことによって威力を発揮します。

この電子手帳の持っている検索機能は、パソコンよりも、かえって使い心地と機動性に優れています。ですから私は、パソコンと電子手帳を一応はリンク（連動、連結）させて使用しておりますが、パソコンではもっぱらデータのバックアップ用と、半年に一度位の一覧表を印刷するためだけの目的に使用しております。さらにこの手帳にプログラムカードを差し込めば、パソコンで通常使っている報酬額計算などの表計算処理も、現場や机上での測量計算もできます。

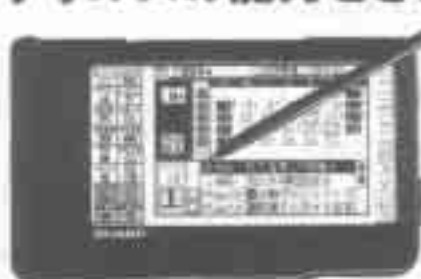
上の三点セットと、会報「やまぐち」NO. 48で紹介しました“事務所の棚卸し”で調査士事務所の“「超」整理法”は完成です。

何はともあれ“「超」整理法”（720円）の一読と、電子手帳“ザウルス”の試用は“「超」お奨め”です。

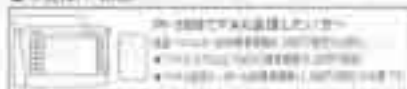


中山新書社  
1100

**ザウルスがパソコンとリンクする。プリンタにつながる。  
ザウルスの能力をさらに高めるシステムパワー。**



▲写真はPI-4000



新 携帯情報ツール 液晶ペンコム

**ZAURUS**  
ザウルス

PI-4000 標準価格 15,000円(税別)

ファクス送信システム

PI-4000FX 標準価格 31,000円(税別)

(標準付属品:液晶ペンコムPI-4000、ファクシマシステムPI-4000)



## 表示に関する嘱託登記の問題点

岩国支部 渡瀬 清治

愛媛県の土地家屋調査士有志が、日常業務の中で感じていることをそれぞれがワープロで書き綴って本にし、自費出版したものを入手して読んでみました。

測量会社や調査士事務所の知識不足、技術力不足を指摘したり、ノウハウを公開したりまた地主の無理難題、県土木や市町村担当者の御都合主義に腹を立てたり。しかし、登記所の職員に対する苦情は、第10章の最初に「拝啓、登記所殿」という他とは格別の配慮をしたタイトルのもとで、1ページ分があるのみ。

そこで、私が彼等との雑談の中で出てきた話の一つを元に、彼等に代わって彼等の腹の内に秘められた「諦めに近い複雑な思い」を書いてみることにしました。

意か、登記所に対する申し入れ書の形を取っていますが、やはり気配りをしています。

①備付地積測量図を全く無視した測量図が、官公署の用地測量に伴い作製されてそれがそのまま登記嘱託書の添付図面として提出されている。

→公共嘱託登記を申請する機関に対して、貴所に備え付けられている地積測量図を必ず閲覧するよう求めるとともに

「現地立会至上主義による現在の境界確認方法を止めること」

並びに「その結果に基づき地積測量図を作成することを止めること」

を県関係課や市町村関係課との会議の場などで申し入れしていただきたい。そうすることでこうした事態はなくなるものと考えます。(予防作戦)

②お互いに隣接する土地の備付地積測量図同士で明らかに筆界が符合しないものがある。

→表示に関する登記嘱託書を調査される際に

土地家屋調査士が登記申請をした時に実施されているのと

同じ程度の「書面にたいする審査方法」

並びに「実地に出向いての調査方法」

を〔表示に関する登記の嘱託〕に対しても実施されるならば、こうした実態は今後は避けられるものと考えます。(水際作戦)

③最近作製の図面が隣接する土地の備付地積測量図と不一致のまま備付けられている。

→改正不動産登記法施行細則が平成5年10月1日施行されて、より現地復元性を持った最近の地積測量図の審査に当っては、十分に備付地積測量図との照合をされ、その現地復元性に疑義が出ることはないようにしていただきたい。また、新たに提出された地積測量図の中に、隣接土地との境界線に関する照合済み



の目印を記入する（例えば地番の下に）などの方策を取られるならば不一致部分を未処理のまま備付けられる事態は避けられるものと考えます。

- ④道路水路は、施工上、出来上がりの時に予想されるよりも余分に外側を掘ったりする必要から、買収に関わる筆界線を越えて工事が実施されることが多く、このため買収筆界線が不明確になったり、あるいは施工位置出しミスのため道路などの施設が買収土地以外に築造されている事例がよくあり、境界確認の際に問題となっている。

→公共用地が買収されて、道路水路が築造されると、その隣接地においては、経済活動の結果、新たな土地の利用計画が持ち上がります。

後々何十年にもわたって発生する民地の土地利用の際や境界線の確認の際に、最初の用地買収線の「現地と図面上での」表示の仕方の悪さがトラブルの原因となることが多い。

従って、将来的な土地取引の安全や権利の保全を考え、

「道路、水路の買収登記嘱托こそ  
細心の注意と大胆なチェック」

によって完璧を期されたい。

- ⑤現地にある公共用地の境界杭が、備付地積測量図と一致しないことが多い。

→公共嘱托登記を申請する機関に対して、

工事完成後の境界杭の設置に際しては、

1. 工事業者に発注せず、測量業者等に発注すること
2. 会計検査対策のために現在行われている、買収した境界線以外の位置に杭を設置させているのを止めること
3. やむを得ない場合には、さらに検査後に正しい位置にも、杭を設置することを会議の場などを通じて求めていただきたい。

- ⑥結果的に見て、地積測量図の作製者が、現地を見たままか、立合の結果のままか、あるいは17条地図のあらっばい謄写のまま図面にしていることが多い。

→土地家屋調査士法は、不動産登記法が求めるところの地積測量図の作製者の要件である「実際に測量した者」というだけでは不足する部分を補うことを求めている。

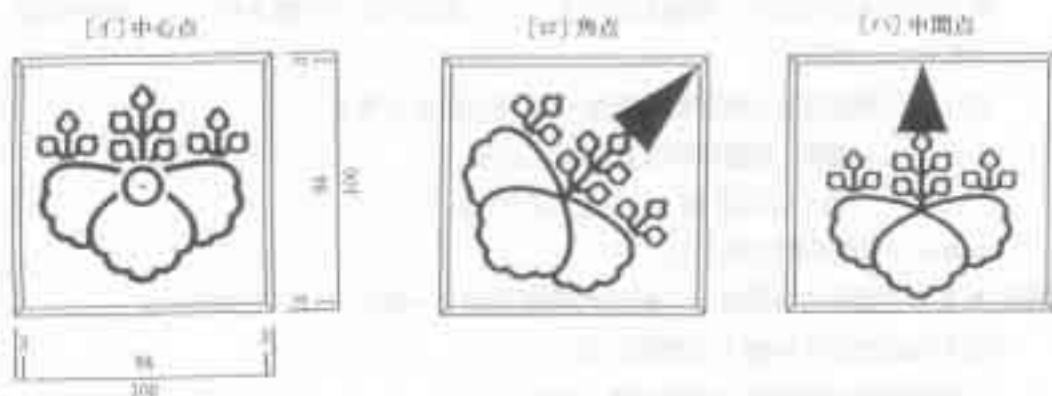
つまり、測量の技能だけではなく「不動産の表示に関する登記」の知識を求めている。この法の趣旨に従い、表示登記制度を通じて、国民の権利を守っていくために、嘱托登記申請機関に対し土地家屋調査士の作製に関わる地積測量図を提出するように求めていただきたい。

# 土地家屋調査士専用御影杭 グラポール

## 特徴

- ◎境界杭の永久性及び認識度の向上
- ◎表面は本磨きで精度加工にすぐれ、市街地、過密市街地に最適
- ◎万一の一部破損、摩耗等にも測点が復元可能デザイン(商標、特許、意匠出願中)

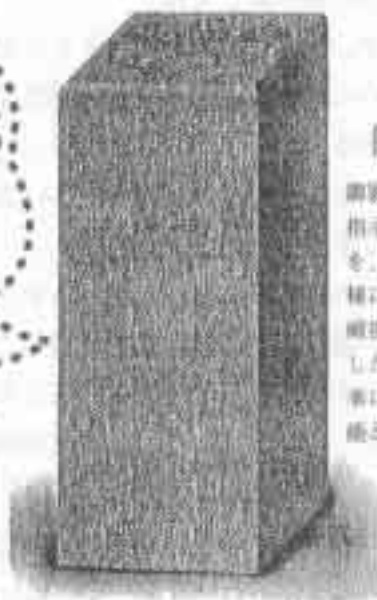
〔例〕調査士会マーク 復元する指示点は三パターン



特許、意匠新案杭  
**新発売!!**

このマークで測点が  
復元できるデザイン  
花崗岩(みかげ本石)

サイズ・価格表	
100×100×50	
100×100×100	
100×100×250	
100×100×500	



## 〔測復マーク方式〕杭

御影石杭。コンクリート杭の表面に指示マークと、経緯(文字・記号…等)を、特定方向かつ、大部分を占有する様に彫刻する事により、表面の一部破損、一部摩耗で、指示マークが損傷した場合でも、紋様等の一部が残る事により、現置点(測点)の復元が可能となる方式。(特許出願中P19001009)

発案者 徳山支部役員 横村 美樹  
デザイナー 津島 達博

製造元

土地家屋調査士会連合会承認

## 事務局だより

### 会報報告

5月12日(木)	業務部会	7月19日(火)	三者協議会
5月21日(土)	研究室会議	7月20日(水)	広報担当者会議(日調連)
5月25日(水)	定例総会打合せ会	21日(木)	"
5月26日(木)	第47回定例総会	7月26日(火)	中プロ総会打合せ会
6月3日(金)	徳山・防府支部総会	7月27日(水)	支部企画委員と本部業務部との合同会議
6月10日(金)	岩国・宇部支部総会	7月29日(金)	中プロ会長会・監査会
6月13日(月)	日調連定例総会	30日(土)	"
14日(火)	"	7月29日(金)	中プロ業務・広報担当者会議
6月18日(土)	下関支部総会	30日(土)	"
6月21日(火)	山口・萩支部総会	8月5日(金)	広報部会
7月5日(火)	合同部会	8月20日(土)	研究室会議
7月12日(火)	部長会議	8月24日(水)	部長会・広報部会
7月14日(木)	ブロック協議会会長会議	8月24~26日(水)	境界鑑定研究講座
7月16日(土)	研究室会議		

## 会員異動状況

### 1 会員入脱会状況

支部	氏名	年月日	入脱会	入会会員事務所	電話
徳山	戎谷武雄	6.3.31	廃業		
"	林弘	6.7.1	入会	徳山市若宮町1-20	0834-31-5525

### 2 事務所・住所変更

支部	氏名	年月日	変更事項	変更後	電話
下関	沖田信治	6.7.15	事務所	下関市長府江下町4-1 ユービル301号	0832-46-4696
防府	杉本茂	6.2.21	事務所	防府市東仁井令町22-12	
		"	住所	"	22-1



発行 山口県土地家屋調査士会  
山口市駅通り2丁目9番15号  
電話 (0839) 22-5975  
FAX (0839) 25-8552  
振替 01590-5-11085

発行者 山口県土地家屋調査士会  
会長 栗川 良介  
広報担当副会長 小嶋慎一郎  
広報部長 河村 誠一  
部員 片山修一郎  
＊ 崎野 梅吉

印刷所 西京コーポレーション  
山口市中央5丁目15番11号  
電話 (0839) 34-3130

#### 向日葵（ひまわり）

花が太陽に向かって咲き、太陽の動きに従って回ると信じられたところからの名。  
英名のサンフラワーは、「太陽の花」の意。  
南米ペルーの国花。